意見提出	者
------	---

社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会

1. 項目

モバイル WiMAX 移動局の技術条件の緩和

既存の制度・規制等によってI

モバイル WiMAX (無線設備規則 49 条の 28 に規定する送信バースト長が 5 ミリ秒のもの) の移動局では、送信空中線利得が 2dBi 以下に制限されている。

C T 利活用 が阻害され ている事 例・状況 空中線利得 2dBi は、ダイポールアンテナの利得より低い数値で、一般に 小型の機器に組み込む空中線として設計が困難である。空中線の効率を下 げる設計手法で実現する方法もあるが、設備規則 20 条の「空中線の利得お よび能率がなるべく大であること」とする考え方に反し、また受信機の感度を低下させることにもなる。

一方、同時期に制度化されたほぼ同様のシステムである次世代 PHS 移動局では、設備規則および関連告示によれば、空中線利得は 4dBi 以下となっており、モバイル WiMAX の空中線利得も同様に 4dBi としても何ら問題ない。

また、空中線利得 2dBi は、日本固有の規制値である。

(WiMAX サービスを展開もしくは展開予定の国・地域の規制値は、2dBi以上)

3. ICT利

活用を阻害する制度・規制等の根拠

無線設備規則第四十九条の二十八

直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム(略)は、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。 (略)

4 前各項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

H19-11-29 総務省告示 651 号

- 一 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線 局であって、送信バースト長が五ミリ秒のものの無線設備
- 1 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。
- (二) 陸上移動局の送信装置
- (1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得 二デシベル以下

送信装置の空中線電力 二〇〇ミリワット以下

(略)

注1 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上 移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使 用に限る。

注 2 送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、 当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。 4. I C T 利 上記 H19-11-29 総務省告示 651 号の

活用を阻害 「送信空中線の絶対利得 二デシベル以下」を する制度・ 「送信空中線の絶対利得 四デシベル以下」に、

規制等の見 関連する注の

直しの方向 「絶対利得が二デシベル」を

性について「絶対利得が四デシベル」に緩和すべき。

の提案